

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業の実施方針等に関する
対話実施要領

1 目的

個別対話は、(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業(以下「本事業」という。)への参画を検討している民間事業者との十分な意思疎通により、本事業の主旨と、民間事業者の理解又は解釈との間において齟齬が生じないようにすることを目的として、民間事業者の任意により、対面での個別対話を行います。

なお、市は、実施方針等に関する質問及び意見等並びに実施方針等に関する民間事業者との個別対話の結果を踏まえ、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがあります。

2 参加対象の事業者

本事業の入札参加者(実施方針2.3.1「応募グループの構成等」に定める構成員又は協力企業)として参画する意欲を有する事業者又は本事業における資金調達に関心を有する金融機関等を個別対話の参加対象者とします。

3 参加方法

- ・原則、非公開で実施します。
- ・個別対話は、対面、WEB 又は対面と WEB の併用のいずれかとします。なお、会場には接続可能なインターネット回線がありませんので、それを踏まえた上で WEB の接続については、事業者において対応してください。
- ・対面の参加者は合計で5名を上限とします。WEB については特に制限ございませんが、適切と考えられる人数としてください。

4 開催日時及び場所

(1) 日時

個別対話の実施日程は以下を予定しています。民間事業者ごとの実施日及び時間帯については、個別対話への申込者数及び対話確認事項の数を踏まえて本市で決定した上で、個別対話の参加申込者に対して別途連絡します。

令和7年6月11日(水)	10時00分～17時00分
令和7年6月12日(木)	10時00分～17時00分
令和7年6月13日(金)	10時00分～17時00分

(2) 開催場所

横浜市庁舎会議室

※ 個別対話の日時と場所の決定後、参加方法を別途ご連絡いたします。

5 対話内容及び進行

- ・議題は主に、本事業に係る実施方針、要求水準書（案）、モニタリング計画書（案）について、本事業の実現に向けた行政への要望、懸念されるリスク、課題などの意見及び提案とします。提案できる項目のみの対話も可能です。
- ・事前に、参加者から市に確認する事項について「実施方針等に関する個別対話参加申込書」にご記入のうえ、提出してください。
- ・意思疎通を円滑にするため、個別対話の場でのイメージ図等の各種資料の提示は可能としますが、プロジェクター等の投影装置の使用は認めません。イメージ図等の各種資料を提示する場合、個別対話当日に15部持参してください。
- ・特別な事情がない限り、個別対話途中における入退室を認めません。

6 現地見学会

現地見学会は実施しません。

7 申し込み方法

(1) 個別対話の参加申込の受付

民間事業者との個別対話は、次の要領にて申し込んでください。

内 容	説 明
受付期間	令和7年3月25日（火）から 令和7年3月27日（木）午後5時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみ受け付ける。 なお、電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
申込書の様式	ホームページに掲載する「実施方針等に関する個別対話参加申込書」を用いて、添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールアドレス	E-mail : ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は 【(企業名等) (仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業 対話申込】 とすること。
電子メール到着確認に関する問合せ先	横浜市教育委員会事務局 教育施設課 (仮称) 豊岡町複合施設再編整備担当宛 電話 : 045 - 671 - 3298

(2) 個別対話での確認事項の提出

民間事業者との個別対話に申し込みをした事業者は、個別対話における確認事項を、次の要領にて提出してください。

内 容	説 明
提出期間	令和7年5月13日（火）から 令和7年5月15日（木）午後5時まで
提出方法	上記期間に、電子メールによる送信のみ受け付ける。 なお、電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
確認事項の様式	ホームページに掲載する「実施方針等に関する個別対話における確認事項（様式8）」を用いて、添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールアドレス	E-mail : ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は 【(企業名等) (仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業 個別対話の確認事項】 とすること。
電子メール到着確認に関する問合せ先	横浜市教育委員会事務局 教育施設課 (仮称) 豊岡町複合施設再編整備担当宛 電話 : 045 - 671 - 3298

8 留意事項

- 横浜市職員が対応するほか、アドバイザー業務の受託コンサルタント会社が同席
- 対話への参加実績は、今後の事業者公募の参加条件及び評価の対象とはなりません。
- 対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担となります。
- 必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）を行うことがありますので、御協力をお願いします。
- 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します（参加事業者の独自の知見・ノウハウ等に関する内容は公表しません）。公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。なお、参加事業者の名称は公表しません。
- 次のいずれかに該当する場合は、個別対話に参加できません。
 - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
 - 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密

接な関係を有すると認められるものをいう。)

- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

9 お問合せ先

担当	横浜市教育委員会事務局 教育施設課 (仮称) 豊岡町複合施設再編整備担当宛
住所	〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
電話/FAX	045 - 671 - 3298 / 045 - 664 - 4743
E-mail	ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp